ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一 言御報告を申し上げます。

はじめに、中国浙江省との友好交流についてであります。

本年は、本県と中国浙江省との友好提携20周年に当たりますことから、浙江省から人民代表大会常務委員会副主任馮明氏を団長とする交流代表団をお迎えし、去る10月23日、宇都宮市内において、経済交流などについて意見交換を行うとともに、友好提携20周年の節目を共にお祝いし、友好関係を深めたところであります。

また、本県からは、来る12月19日から21日までの3日間、副知事を 団長とする交流代表団の派遣を予定しており、今後とも、本県と浙江 省との友好関係の更なる発展に向け、教育、文化から経済まで幅広い 分野での交流に努めて参ります。

次に、去る10月31日から11月2日までの3日間、三森議長をはじめ 県議会の代表の皆様とともに、原子力災害による風評被害の払拭と県 産品の販路拡大を図るため、香港を訪問いたしました。

この間、在香港日本国総領事館において野田仁総領事とお会いし、 震災以降、香港からの観光客が減少傾向にあることや一部の食品について輸入規制措置が継続している状況等について説明し、その改善に向けた協力要請を行いました。また、香港投資推進局長サイモン・ガルピン氏をはじめ、現地の政財界の方々をお招きしたレセプションを 開催し、観光誘客や食品輸入規制措置の早期解除への理解を求めるとともに、更なる交流の促進などについて意見交換を行ったところであります。 さらに、旅行エージェント向け観光説明会、県産農産物等食材提案会及び物産展を開催し、私自ら本県観光地や県産農産物、加工食品等の魅力をPRいたしました。今後とも、様々な機会を通じて情報発信やキャンペーン等を展開し、本県への観光誘客や県産品の販路拡大に努めて参ります。

次に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応 についてであります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、私たちに元気と活力をもたらし、日本の素晴らしさや東日本大震災からの復興を世界にアピールする絶好の機会になるものであり、この世界最大のスポーツの祭典に、本県としても是非、貢献をして参りたいと考えております。

また、2018年には、韓国の平 昌において、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催も控えております。

こうしたことから、10月22日に、私を本部長とする「東京オリンピック等キャンプ地誘致等庁内推進本部」を設置したところであり、オリンピック等に参加する選手団のキャンプ地誘致はもとより、観戦に来られる方々の観光誘客などを通じて、本県の魅力度の向上や地域の活性化につながるよう、今後、情報収集に努めながら、様々な取組を展開して参ります。

次に、総合スポーツゾーンの整備についてであります。

県議会をはじめ、学識経験者や関係団体等で構成する総合スポー ツゾーン全体構想策定検討委員会からの御意見、御提言を踏まえな がら検討を進めて参りました総合スポーツゾーンにつきまして、今 般、全体構想案を取りまとめることができました。

今月末から約1か月間、広く県民の皆様から御意見をいただくパブリックコメントを実施した上で、今年度内には全体構想を決定し、平成34年に本県で開催予定の第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会のメイン会場として、また、東京オリンピック・パラリンピックへの貢献という観点なども踏まえ、県民に愛され、県民が誇れる県民総スポーツの推進拠点として、整備に向けた準備を進めて参ります。引き続き、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、株式会社足利ホールディングスの株式上場についてであります。

足利銀行の一時国有化からちょうど10年の歳月を経て、去る11月1 4日に足利銀行の持ち株会社である足利ホールディングスが株式上場 の承認を得るという大きな節目を迎えられましたことは、これまでの 多くの関係者の皆様方の御尽力の賜物であり、県内経済界にとっても 心強く、大変喜ばしく思うところであります。

本県産業・経済の安定と発展のため、足利銀行が、引き続き、本県 の中核的金融機関としての使命を果たしていくことを強く期待してお ります。

さて、我が国は、デフレからの早期脱却と経済の再生、東日本大 震災からの復興の加速、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 の交渉、国土強靭化の推進、少子高齢社会への対応など、私たちの 生活に大きな影響を及ぼす多くの重要課題を抱えております。

現在、政府は、「日本再興戦略」の具体化を加速し、日本経済を 持続的に成長させる経済政策を実行に移すこととしております。

こうした状況におきましては、地方自らも強い気概を持ち、課題への対応とともに飛躍に向けた政策を実行すべきであると考えており、県といたしましては、持ち直しつつある本県経済を確かな成長・発展へとつなげていくため、復興の仕上げに最大限の力を注いで参りますとともに、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の着実な推進を図るほか、未来への投資ともなる施策に積極的に取り組むことによりまして、県民の皆様が豊かさを実感でき、魅力あふれる「元気度日本一 栃木県」の実現を目指して参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例6件、その他の議 案42件の計49件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、栃木県総合文化センター等の管理を指定管理者に行わせること等のため債務負担行為の追加等をするものであります。

第2号議案は、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、在勤地内旅行の区分を廃止するとともに、定額の旅行雑費を廃止すること等のため、職員等の旅費に関する条例の一部を 改正するものであります。 第4号議案は、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村に移 譲するため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条 例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、消費税法及び栃木県県税条例の一部改正に伴い、利 用料金の基準額を改定すること等のため、栃木県県民の森条例等の一 部を改正するものであります。

第6号議案は、消費者を取り巻く社会環境の変化に対応し、不適正 な取引行為に関する対応を強化すること等により、県民の消費生活の 安定及び向上を確保するため、栃木県消費生活条例の一部を改正する ものであります。

第7号議案は、北那須水道用水供給事業及び鬼怒水道用水供給事業 に係る水道料金を改定するため、北那須水道に係る水道用水の料金に 関する条例及び鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部を 改正するものであります。

第8号議案は、栃木県監査委員黒本敏夫氏の任期が来る12月12日 に満了いたしますので、その後任として金井弘行氏を選任すること について、議会の同意を求めるものであります。

第9号議案は、栃木県収用委員会委員菊池恭子氏及び高木光春氏並びに予備委員島田トミ子氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、菊池恭子氏及び高木光春氏の後任として予備委員の島田トミ子氏及び竹澤一郎氏を任命し、島田トミ子氏の後任として小林一子氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第10号議案及び第11号議案は、当せん金付証票の発売について、そ

れぞれ議決を求めるものであります。

第12号議案は、県有財産の取得について、議決を求めるものであります。

第13号議案から第16号議案までの4件は、工事請負契約の締結について、第17号議案は、工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第18号議案から第48号議案までの31件は、公の施設に係る指定管理 者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

第49号議案は、県道路線の廃止について、議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第 180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。